

豊中市大規模小売店舗立地審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市大規模小売店舗立地審議会規則（平成24年豊中市規則第11号）第9条の規定に基づき、豊中市大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の招集)

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、次の場合に審議会の会議を招集する。

- (1) 大規模小売店舗を設置する者による生活環境の保持のための適正な配慮に関する事項について市長から意見を聴かれたとき。
- (2) 審議会の委員（以下「委員」という。）の2分の1以上の者から付議すべき事項を示して審議会の会議の招集の請求があったとき。
- (3) その他会長が必要と認めたとき。

2 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、その期日の1週間前までに、日時、場所及び付議すべき事項を委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(会議出席の特例)

第3条 委員は、審議会に出席できない場合であっても、会長の許可を受け、当該会議に関し意見を記載した文書により意見を開陳し、又は議決に加わることができる。

2 前項の規定により審議会において、文書により意見を開陳し、又は議決に加わる場合には、当該委員の出席があったものとみなす。

3 ただし、当該委員が議決に加わることができる事項は、前条の規定によりあらかじめ通知した事項に限る。

(緊急議案)

第4条 審議会は、出席委員の3分の2以上の同意を得たときに限り、第2条の規定によりあらかじめ通知した事項以外の事項についても議決することができる。

(現地調査)

第5条 会長は、審議にあたり必要と認めたときは、現地調査の実施を決定する。

(答申)

第6条 会長は、審議会において調査審議が終了したときは、その結果を市長に答申

又は報告しなければならない。

(特例の手続き)

第7条 会長は、軽微な事項その他必要と認める事項の決定について、審議会の開催及び議決を経ないで行うことができる旨を定めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開するものとする。ただし、会長が公開すべきでないと認める事項を審議する場合はこの限りでない。

(会議録の作成)

第9条 会長は、審議会の議事について、その概要を会議録として作成しなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。